



2020年2月28日

各 位

会社名 スルガ銀行株式会社  
代表者名 取締役社長 有國 三知男  
(コード番号 8358 東証第1部)  
問合せ先 上席執行役員  
総合企画本部長 秋田 達也  
(TEL 03-3279-5536)

## 融資金回収に伴う創業家ファミリー企業問題に関する損害賠償請求訴訟の一部 取下げについて

当社は、2018年12月27日付け「創業家ファミリー企業に係る与信管理の問題に関する当社現旧取締役に対する損害賠償請求訴訟の提起等に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、旧各取締役に対し創業家ファミリー企業に係る与信管理の問題に関する損害賠償請求訴訟を提起しております（以下、「本件訴訟」といいます。）。

2020年2月14日付け「創業家ファミリー企業との融資関係の解消について」にてお知らせしましたとおり、創業家ファミリー企業に対する融資金を全額回収いたしました。そのため、当社は、監査等委員会の決議に基づき、本件訴訟につき訴えを一部取下げいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。（本件訴訟については、会社法の規定により、代表取締役ではなく、監査等委員会が選定する監査等委員が会社を代表しています。）

### 記

1. 訴訟の一部取下げを行った裁判所及び年月日  
静岡地方裁判所 2020年2月28日
2. 訴訟の一部取下げを行った相手方  
別紙参照
3. 本件訴訟の内容
  - ① 2015年11月に当社が行った一部の創業家ファミリー企業からの自己株式の取得及びそれに先立つ創業家ファミリー企業1社に対する当社株式を対象とする担保解除がなされた事案（担保解除事案）

- ② 2012年から2017年の間に美術館を運営する一般財団法人（創業家ファミリー企業）に対して当社が行った寄付に関し、寄付金が美術品や不動産の売買を通じて一部の創業家ファミリー企業に流れ、当社からの借入れの返済に使われるなどしていた事案（寄付事案）

#### 4. 訴訟の一部取下げの理由

本件訴訟の担保解除事案（上記3.の① 請求部分6億円）に係る1社を含む創業家ファミリー企業に対する融資を全額回収し、当該事案に係る損害の賠償が実質的に行われたため、当社は、監査等委員会の決議に基づき、訴訟の一部取下げをいたしました。（別紙参照）

#### 5. 今後の見通し

本件訴訟の一部取下げによる当社の2020年3月期連結及び個別業績予想への影響はありません。

創業家ファミリー企業に係る与信管理の問題に関して、本件訴訟の寄付事案（上記3.の②）については、引き続き旧各取締役の損害賠償責任を追及していく所存であります。また、シェアハウスその他の収益不動産に係る融資問題についても、2018年11月12日付け「シェアハウスその他の収益不動産に係る融資問題に関する当社現旧取締役及び旧執行役員に対する損害賠償請求訴訟の提起等に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、旧各取締役及び旧執行役員の損害賠償責任を引き続き追及しております。

別紙

請求原因ごとの請求金額とその内訳

(2018年12月27日訴訟提起時)

請求原因 相手方 旧取締役	担保解除事案	寄付事案(第1回～第6回)	寄付事案(第7回、第8回)	全事案(請求総額)
	6億円	24億円	2億4401万6392円	32億4401万6392円
岡野光喜	3億円	7億5598万3608円	2億4401万6392円	13億円
故・岡野喜之助	6億円	24億円	なし	30億円
白井稔彦	5千万円	1億1339万7540円	3660万2460円	2億円
望月和也	5千万円	1億1339万7540円	3660万2460円	2億円
八木健	3千万円	なし	なし	3千万円

(2020年2月28日本件訴訟の一部取下げ後)

請求原因 相手方 旧取締役	担保解除事案	寄付事案(第1回～第6回)	寄付事案(第7回、第8回)	全事案(請求総額)
	—	24億円	2億4401万6392円	26億4401万6392円
岡野光喜	—	7億5598万3608円	2億4401万6392円	10億円
故・岡野喜之助	—	24億円	なし	24億円
白井稔彦	—	1億1339万7540円	3660万2460円	1億5000万円
望月和也	—	1億1339万7540円	3660万2460円	1億5000万円
八木健	—	なし	なし	なし